平成２８年（フ）第５８号
千葉県野田市三ツ堀1185番地１
破産者　有限会社コウセイ建輿
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９６号
千葉県柏市逆井藤ノ台29番地３　ボ・ヌール ミズホ２号
破産者　吉田　直史
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９１号
千葉県野田市木間ケ瀬9283番地
破産者　岩上雄一郎
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０８号
千葉県流山市南流山４丁目14番地の６
破産者　長谷川好一
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１５号
千葉県松戸市常盤平１丁目28番地の13　アピテ・プランシェ101号
破産者　小橋　亮介
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４３号
千葉県大網白里市上貝塚267番地
破産者　有限会社スーパーゴルフ
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目３番地10
破産者　田中　朱美
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
千葉県山武郡九十九里町粟生2359番地16
破産者　戸村　秀雄
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３９２５号
静岡県沼津市下香貫下障子3154番地の５
破産者　株式会社セラシステム
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８４号
千葉県船橋市海神町南１丁目714―110、住民票上の住所東京都江東区亀戸９丁目14―15―808
破産者　吉村茂こと　楚　　建国
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１４号
東京都港区赤坂９丁目６番30号
破産者　株式会社ドリームエージェント
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４７号
神奈川県平塚市四之宮３丁目６番33―104号
破産者　株式会社武蔵ホーム
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９５号
神奈川県平塚市城所1473番地の４
破産者　有限会社秋山電気
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８９号
静岡市葵区鷹匠１丁目２番５号
破産者　有限会社アウタースペース
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９０号
静岡市葵区鷹匠１丁目２番５号
破産者　株式会社コア・タムタム
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
青森市大字浜田字玉川142番地３
破産者　株式会社ＡＬＴＯ　Ｋｎｉｇｈｔ
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
茨城県水戸市赤塚１丁目１番地　ミオスタワー1311号、開始決定時の住所千葉県白井市桜台２丁目19番１棟406号
破産者　古平　　剛
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５３号
千葉県印西市内野１丁目13番地２棟404号
破産者　菅原　直子
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５５８９号
東京都港区西麻布４丁目11―28―703、開始決定時の住所東京都港区芝浦４丁目21―１―4507
破産者　宮田　昌幸
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１６号
東京都新宿区西新宿３丁目６番５―706号
破産者　株式会社Ｉ・Ｓ・Ｃ
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１７号
埼玉県さいたま市浦和区東岸町８―３、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿３丁目６番５―1006号
破産者　株式会社シモダ建設工業
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部